商品概要説明書

スーパー定期貯金
（退職金定期貯金ＪＡ-ＳＴＡＲＴ）

（令和５年４月３日現在適用中）

１．商 品 名 （愛称）	・退職金定期貯金ＪＡ-ＳＴＡＲＴ（ジャスト）
２．ご利用いただける方	・１年以内に退職金をお受け取りになった個人のお客さま ※原則として、当ＪＡ管内にお住まいの方に限ります。 ※他の金融機関にて退職金を受け取られた場合も対象となります。 ※お申し込みはお１人さま１回限りといたします。
３．期　　間	・３か月、６か月、１年 （お利息を元金に組み入れた自動継続（元利金継続）扱いのみとなります。）
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・２００万円以上（ただし、退職金お受け取り金額が上限） ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　　息 （１）適用金利	 （退職金をお預入れおよび以下のいずれかの要件を満たすお客さま） ①年金を既にＪＡでお受け取りのお客さま ②年金を新たにＪＡでお受け取りになるお客さま ③年金を今後お受け取り予定で、ＪＡ所定の「年金ご予約票」にて年金受け取りのご予約をいただいたお客さま 期間３か月: 年０．８５％ 期間６か月: 年０．３５％ 期 間 １ 年 : 年０．１０％ （退職金をお預入れのお客さま） 期間３か月: 年０．８０％ 期間６か月: 年０．３０％ 期 間 １ 年 : 年０．０５％ ※上記の適用金利は当初お預入れ期間（３か月・６か月・１年）のみの適用となり、自動継続の場合には、原則として「スーパー定期貯金」の自動継続時の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。ただし、市場動向によっては適用金利が変更となる場合がありますので、窓口でお問い合わせください。
（２）利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
（３）計算方法	・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割で計算します。
（４）税金	・２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。
（５）金利情報の入手方法	・金利は、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

商品概要説明書

スーパー定期貯金
（退職金定期貯金ＪＡ-ＳＴＡＲＴ）

９．退職金のお受け取りの確認	・申込時に「退職金お受け取り口座の通帳」「退職所得の源泉徴収票」「退職金支払明細」等で退職金受け取りを確認できる資料をご提示いただきます。
10．年金のお受け取りの確認	・対象となる年金の種類…国民年金、厚生年金、共済年金 ①年金を既にＪＡでお受け取りのお客さま 「年金のお受け取り口座の貯金通帳」をご提示ください。 ②年金を新たにＪＡでお受け取りになるお客さま 「年金請求書」または「年金受給権者受取機関変更届」にＪＡをお受け取り金融機関としてご指定のうえ、窓口にご提出ください。 ③年金を今後お受け取りになる予定で、年金受取口座をＪＡでご予約いただくお客さま 「年金ご予約票」にご署名・ご捺印のうえ、窓口にご提出ください。
11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　：　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　：　約定利率×５０％ ただし②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12．貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金はＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13．取扱期間	令和５年４月３日（月）～令和６年３月29日（金）
14．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・出張所または金融部　金融推進課（電話：０７７６－５０－７６１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部　金融推進課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
15．その他参考となる事項	・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。

・ご不明な点は、ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。